平成２１年（フ）第５２号
京都府舞鶴市字溝尻５番地５
債務者　檜谷　啓二
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２０年（フ）第２０７５号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番24―203号
債務者　青木なおみ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
堺市南区大庭寺40番地７
債務者　小田塗装こと　小田　雄一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
大阪府羽曳野市栄町10番２―501号
債務者　守谷　仁志
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
大阪府大阪狭山市茱萸木６―781―４　エレガンスくみの木405号、住民票上の住所堺市東区日置荘西町３丁19番29号
債務者　稲井　啓成
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９９号
大阪府高石市取石１丁目13番28号　101号室、前住所大阪府岸和田市港緑町５番２―407号
債務者　石原　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５２号
堺市中区福田515番地１　ドミール福田101号
債務者　松尾　恵司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５２号
堺市堺区今池町３丁２番28号、前住所堺市堺区北旅籠町東２丁１番26号
債務者　川杉　昌子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６１号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目20番11号　メゾン西川１階東端１階Ｂ２号室、前住所大阪府藤井寺市林３丁目２番12号
債務者　元　　正次
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８０号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番107―301号、前住所大阪府富田林市津々山台５丁目６番10号　202
債務者　上野　光子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８４号
堺市西区浜寺石津町東２丁３番30号　401号
債務者　丸山　　司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９６号
大阪府柏原市河原町１番１―505号、前住所大阪府柏原市大県２丁目４番19号
債務者　徳野　初江
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
堺市東区日置荘西町３丁24番８号
債務者　服部　正美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４２号
大阪府富田林市大字伏山662番地26
債務者　工藤美津代
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９５号
大阪府富田林市山中田町１丁目４番20号、住民票上の住所大阪府富田林市山中田町１丁目13番30号
債務者　森　美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目９番21号102号室
債務者　西川　初己
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
香川県高松市築地町13番地１　コーナーハイツアヤダ301号室
債務者　瀬尾　秋菜
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係